



2017年9月改定



[主契約] 無解約払戻金型終身医療保険 (Z02)

[特約] ストレス性疾病保障付就業不能保障特約 (Z02) ・入院給付金免責日数 60 日特約



[募集代理店]

募集代理店については下記に記載の募集代理店、または同封の送付書類に記載の「募集代理店」をご覧ください。

※募集代理店は、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権はありません。

[引受保険会社]

チューリッヒ生命 (チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)
〒164-0001 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 16 階
KP-パ-通 (A1709) 募17027-20170726

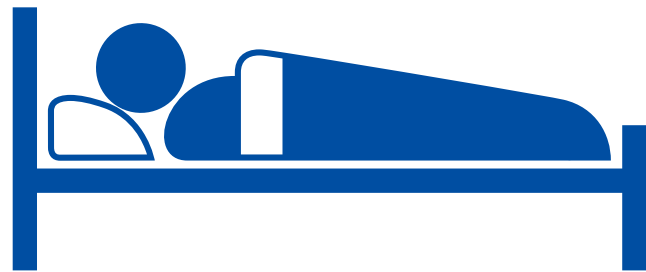


短期払

通信販売用

病気やケガで働けない

収入が途絶える



生活費

家賃

ローン

くらすプラスなら
働けなくなったときに年金が受取れます。

一度、年金の支払が開始したら、その後は手続き不要です。

くらすプラス
POINT 1

こんなときに保障されるから安心です。

うつ病などの**ストレス性疾病**による**入院時**や
5疾病による**就業不能状態**のとき、受取れます。

対象となるストレス性疾病

①～⑩のストレス性疾病により入院し、かつその入院が60日をこえた場合

- ① 気分[感情]障害(うつ病等)
- ② 神経症性障害、ストレス関連障害・身体表現性障害
- ③ 摂食障害
- ④ 更年期障害
- ⑤ 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害

- ⑥ 非器質性睡眠障害
- ⑦ 胃潰瘍
- ⑧ 十二指腸潰瘍
- ⑨ 潰瘍性大腸炎
- ⑩ 過敏性腸症候群

■ ストレス性疾病による平均入院日数

統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害

546.1日

気分[感情]障害(躁うつ病を含む)

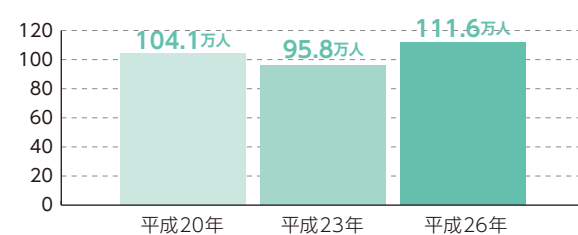
113.4日

神経症性障害、ストレス関連障害・身体表現性障害

53日

厚生労働省 平成26年「患者調査」より

■ 「気分[感情]障害(躁うつ病を含む)」の総患者数



厚生労働省「患者調査」より

対象となる5疾病

①～⑤の5疾病により所定の就業不能状態に該当し、かつ、その就業不能状態が該当した日を含めて60日をこえて継続したと診断された場合

- ① 悪性新生物* ② 急性心筋梗塞 ③ 脳卒中 ④ 肝硬変 ⑤ 慢性腎不全

【所定の就業不能状態とは】

①～⑤の5疾病の治療を目的として、入院している状態、または5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で療養しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態をいいます。

*上皮内新生物は対象になりません。

*責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合(90日以内に診断確定された場合の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)は、対象となりません。

こんなときも受取れます!

- 傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になった場合
- 不慮の事故による傷害を原因として所定の身体障害状態になった場合

くらすプラス
POINT 2

受取れる金額がわかっているから安心です。

就業不能年金は総額で
360万円または**600万円**が**必ず**受取れます*。

(年金支払期間:3年)

(年金支払期間:5年)

*年金支払期間中、毎月受取る場合

お受取り時の経済状況に応じて、自由度の高いお受取り方法をご用意。

〈お受取り例〉【就業不能年金総額360万円(年金支払期間:3年)の場合】

① 毎月受取る

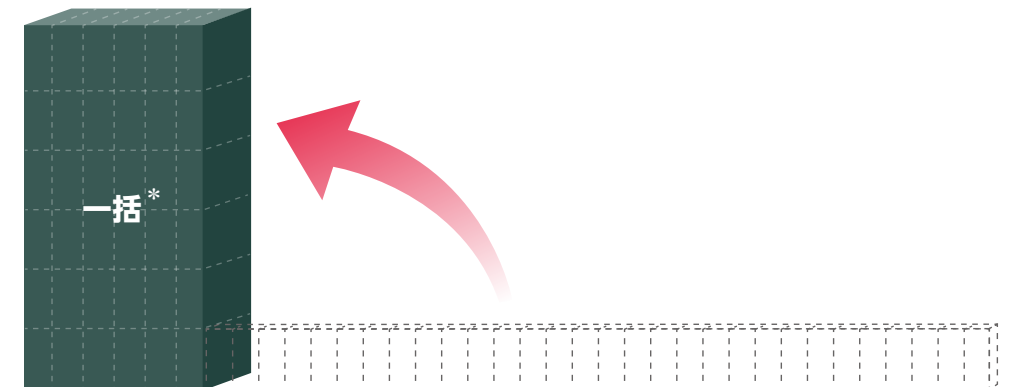
日々の生活のため
年金支払期間満了まで
毎月受取る。

毎月**10万円**×36ヶ月



② 最初に一括で受取る

子どもの教育費等、
まとまったお金が
必要な場合
最初に一括で受取る。



③ 途中で毎月受取る

復職した際の
お祝い代わりに
残りを一括で受取る。

毎月**10万円**×12ヶ月



*年金を一括で受取る場合は、年金月額に所定の係数を乗じた額となり、年金月額を毎月受取る場合の総額より少ない金額となる場合があります。

保障内容

- ◆保険期間：終身(就業不能年金は、55歳満了・60歳満了のいずれか)
- ◆保険料払込期間：55歳払済・60歳払済(最低保険料払込期間10年)
- ◆お申込可能年齢：満20歳～満50歳
- ◆お支払い方法：口座振替またはクレジットカード支払

	プラン名		Aプラン		Bプラン		Cプラン		Dプラン	
	年金支払期間		3年				5年			
	保険料 払込期間		55歳払済		60歳払済		55歳払済		60歳払済	
 就業不能年金 5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)を原因として所定の就業不能状態が60日をこえて継続したとき、所定の高度障害状態もしくは不慮の事故により所定の身体障害状態となったとき、または所定のストレス性疾病による入院が60日をこえて継続したとき	年金受取 総額		360万円				600万円			
			月額10万円×年金支払期間(3年)				月額10万円×年金支払期間(5年)			
 入院給付金 (入院給付金免責日数60日特約付加※) 病気・ケガで入院されたとき 通算1,095日限度	1入院支払 限度日数		120日				(免責期間60日の後、120日間)			
	日額		5,000円							

※ 入院を開始された日から起算して60日間は入院給付金が支払われません

よくあるご質問

Q1 主婦・主夫ですが、加入できますか？

A1 はい。主婦・主夫の方もお申込みいただけます。

主婦・主夫の方が働けなくなってしまった場合、家事を代行するためのヘルパーやベビーシッターなどの負担に備えておくと安心です。

Q2 自宅での療養の場合も就業不能状態になりますか？

A2 特定の疾患によるものであれば、就業不能状態となります。

①悪性新生物 ②急性心筋梗塞 ③脳卒中 ④肝硬変 ⑤慢性腎不全による医師の指示を受けての自宅での療養は就業不能状態となります。
詳しくは2ページをご確認ください。

必ずご確認ください

お申込みの際には、ご契約についての大切な事項および保障内容の詳細などについて記載された「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。
※「ご契約のしおり・約款」もご一読ください。

月払 保険料表

<2017年9月2日現在> 単位：円

2ヶ月以内にお誕生日を迎える方は、現年齢よりも1歳上の保険料をご記入ください。

※お申込み方法によっては、現年齢でお手続きができる場合もございます。フリーダイヤルまでご相談ください。

◆保険期間：終身(就業不能年金は、55歳満了・60歳満了のいずれか) ◆保険料払込期間：55歳払済・60歳払済(最低保険料払込期間10年)

◆お申込可能年齢：満20歳～満50歳 ◆お支払い方法：口座振替またはクレジットカード支払 ◆保険料は被保険者の契約日における満年齢によります。

◆下記掲載以外の保険料、およびご不明な点につきましては、7ページ記載のフリーダイヤルまでお気軽にお問合せください。

男 性						女 性					
契約年齢(歳)	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	契約年齢(歳)	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	契約年齢(歳)	
	年金受取総額 (年金支払期間：3年)	360万円	年金受取総額 (年金支払期間：5年)	600万円							
	保険料払込期間 55歳払済	保険料払込期間 60歳払済	保険料払込期間 55歳払済	保険料払込期間 60歳払済							
20	—	—	1,805	2,070	20	20	—	1,505	2,055	2,185	20
21	—	—	1,860	2,150	21	21	—	1,560	2,110	2,260	21
22	—	1,510	1,920	2,220	22	22	1,540	1,605	2,180	2,335	22
23	—	1,560	1,985	2,290	23	23	1,585	1,655	2,245	2,405	23
24	—	1,610	2,050	2,360	24	24	1,630	1,700	2,320	2,480	24
25	—	1,660	2,105	2,440	25	25	1,680	1,755	2,390	2,555	25
26	1,520	1,715	2,170	2,525	26	26	1,745	1,810	2,465	2,630	26
27	1,580	1,765	2,250	2,615	27	27	1,800	1,870	2,550	2,720	27
28	1,630	1,830	2,320	2,700	28	28	1,855	1,925	2,625	2,795	28
29	1,685	1,895	2,395	2,785	29	29	1,920	1,985	2,710	2,875	29
30	1,745	1,960	2,485	2,890	30	30	1,985	2,045	2,805	2,965	30
31	1,815	2,040	2,585	3,000	31	31	2,055	2,110	2,895	3,070	31
32	1,890	2,110	2,690	3,120	32	32	2,135	2,185	3,005	3,165	32
33	1,970	2,190	2,800	3,250	33	33	2,215	2,250	3,105	3,270	33
34	2,055	2,275	2,925	3,375	34	34	2,310	2,330	3,220	3,380	34
35	2,155	2,370	3,045	3,510	35	35	2,395	2,415	3,335	3,505	35
36	2,255	2,480	3,185	3,670	36	36	2,485	2,500	3,465	3,630	36
37	2,360	2,585	3,340	3,835	37	37	2,600	2,595	3,600	3,745	37
38	2,470	2,710	3,500	4,010	38	38	2,705	2,690	3,745	3,880	38
39	2,595	2,830	3,675	4,190	39	39	2,835	2,790	3,915	4,020	39
40	2,740	2,960	3,870	4,380	40	40	2,975	2,900	4,085	4,170	40
41	2,900	3,095	4,070	4,585	41	41	3,145	3,035	4,285	4,355	41
42	3,075	3,260	4,295	4,820	42	42	3,335	3,185	4,525	4,545	42
43	3,265	3,425	4,545	5,055	43	43	3,560	3,345	4,800	4,745	43
44	3,485	3,600	4,825	5,300	44	44	3,805	3,495	5,085	4,965	44
45	3,725	3,795	5,115	5,565	45	45	4,085	3,675	5,415	5,185	45
46	—	4,000	—	5,850	46	46	—	3,865	—	5,425	46
47	—	4,215	—	6,155	47	47	—	4,070	—	5,680	47
48	—	4,475	—	6,495	48	48	—	4,290	—	5,950	48
49	—	4,750	—	6,870	49	49	—	4,545	—	6,235	49
50	—	5,065	—	7,275	50	50	—	4,845	—	6,575	50

年払 保険料表

<2017年9月2日現在> 単位:円

2ヶ月以内にお誕生日を迎える方は、現年齢よりも1歳上の保険料をご記入ください。

※お申込み方法によっては、現年齢でお手続きができる場合もございます。フリーダイヤルまでご相談ください。

◆保険期間：終身（就業不能年金は、55歳満了・60歳満了のいずれか） ◆保険料払込期間：55歳払済・60歳払済（最低保険料払込期間10年）

◆お申込可能年齢：満20歳～満50歳 ◆お支払い方法：口座振替またはクレジットカード支払 ◆保険料は被保険者の契約日における満年齢によります。

◆下記掲載以外の保険料、およびご不明な点につきましては、7ページ記載のフリーダイヤルまでお気軽にお問合せください。

男 性						女 性					
契約 年齢 (歳)	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	契約 年齢 (歳)	契約 年齢 (歳)	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	契約 年齢 (歳)
	年金受取総額 (年金支払期間：3年)	360万円	年金受取総額 (年金支払期間：5年)	600万円			年金受取総額 (年金支払期間：3年)	360万円	年金受取総額 (年金支払期間：5年)	600万円	
	保険料払込期間 55歳払済	保険料払込期間 60歳払済	保険料払込期間 55歳払済	保険料払込期間 60歳払済			保険料払込期間 55歳払済	保険料払込期間 60歳払済	保険料払込期間 55歳払済	保険料払込期間 60歳払済	
20	—	16,360	20,865	24,000	20	20	16,755	17,440	23,715	25,310	20
21	15,215	16,925	21,485	24,905	21	21	17,265	18,075	24,455	26,165	21
22	15,560	17,500	22,170	25,710	22	22	17,845	18,585	25,255	27,015	22
23	16,070	18,075	22,910	26,505	23	23	18,355	19,150	25,995	27,820	23
24	16,590	18,635	23,650	27,305	24	24	18,925	19,670	26,905	28,670	24
25	17,100	19,210	24,390	28,210	25	25	19,490	20,290	27,700	29,530	25
26	17,615	19,830	25,135	29,180	26	26	20,235	20,920	28,555	30,380	26
27	18,300	20,405	26,050	30,205	27	27	20,860	21,600	29,520	31,410	27
28	18,870	21,145	26,850	31,175	28	28	21,485	22,285	30,375	32,315	28
29	19,545	21,890	27,755	32,260	29	29	22,230	22,975	31,350	33,345	29
30	20,235	22,630	28,785	33,460	30	30	22,970	23,655	32,430	34,375	30
31	21,035	23,535	29,925	34,715	31	31	23,775	24,400	33,465	35,570	31
32	21,890	24,455	31,120	36,085	32	32	24,680	25,255	34,710	36,655	32
33	22,805	25,365	32,375	37,565	33	33	25,595	26,110	35,965	37,850	33
34	23,775	26,390	33,805	39,040	34	34	26,680	27,020	37,280	39,100	34
35	24,910	27,475	35,280	40,695	35	35	27,700	27,990	38,650	40,530	35
36	26,045	28,730	36,875	42,520	36	36	28,730	28,960	40,130	41,950	36
37	27,250	29,925	38,650	44,405	37	37	30,040	30,035	41,670	43,375	37
38	28,620	31,350	40,470	46,400	38	38	31,350	31,120	43,320	44,920	38
39	30,090	32,715	42,520	48,455	39	39	32,830	32,325	45,260	46,575	39
40	31,755	34,200	44,745	50,730	40	40	34,480	33,575	47,250	48,285	40
41	33,575	35,855	47,135	53,065	41	41	36,425	35,115	49,645	50,385	41
42	35,570	37,730	49,710	55,750	42	42	38,585	36,820	52,385	52,550	42
43	37,790	39,675	52,610	58,485	43	43	41,205	38,645	55,575	54,945	43
44	40,300	41,665	55,800	61,385	44	44	44,000	40,525	58,820	57,515	44
45	43,090	43,890	59,280	64,410	45	45	47,255	42,575	62,645	60,015	45
46	—	46,230	—	67,660	46	46	—	44,745	—	62,755	46
47	—	48,850	—	71,310	47	47	—	47,140	—	65,720	47
48	—	51,815	—	75,185	48	48	—	49,645	—	68,795	48
49	—	54,945	—	79,455	49	49	—	52,610	—	72,220	49
50	—	58,595	—	84,245	50	50	—	56,035	—	76,095	50

お申込みの前にご確認いただきたい事項

主契約	無解約払戻金型終身医療保険（Z02）	
特約	ストレス性疾病保障付就業不能保障特約（Z02） 入院給付金免責日数60日特約	
保険期間	主契約・入院給付金免責日数60日特約：終身 ストレス性疾病保障付就業不能保障特約（Z02）：55歳満了・60歳満了	
保険料払込期間	55歳払済・60歳払済（最低保険料払込期間 10年）	
契約年齢	満20歳～満50歳	
保険料払込方法	月払・年払	

■このパンフレットに記載の保険料および保障内容は2017年9月2日現在のものです。

告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についてお尋ねいたします。ご契約者様や被保険者様には、健康状態などについて事実をありのままに告知していただく義務があります。告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約または特約が解除されたり、給付金をお支払いできないことがあります。

保険料の払込免除について

この保険契約では、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき、または責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したときは、会社は将来の保険料の払込みを免除します。なお、疾病により所定の身体障害状態になられても保険料払込免除事由には該当いたしません。

お申込み・ご契約いただけない場合

以下①～⑥の場合は、お申込みをお断りするか、もしくはご契約内容に条件を付加させていただく場合や、保障額等を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

①病氣やケガで治療をされている場合、あるいは検査、治療を勧められている場合。
②病氣やケガの経過観察のため、定期的に医師などの診察を受けられている場合。
③過去の健康診断などの結果で、異常を指摘されたことがある場合。
④過去の病氣やケガ（既往症）の内容が、当社引受基準の範囲外である場合。
⑤危険なお仕事に従事されている場合。
⑥その他の身体の状況、あるいはお仕事の内容や他の生命保険へのご加入状況などによって、ご契約のお引受けが困難と判断される場合。

クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

お申込みされた日、またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日の、いずれか遅い日からその日を含めて31日以内（31日以内の消印有効）であれば、書面によりお申込みを撤回またはご契約を解除することができるクーリング・オフの制度があります。詳しくは「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

商品の詳しい説明および申込み手続き等に関するお問合せにつきましては、
カスタマーケアセンターにお問合せください。

【カスタマーケアセンター フリーダイヤル 0120-680-777】
(受付時間/月～金)午前9時～午後9時 (土)午前9時～午後6時 ※年末年始および日・祝を除く)

チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループは、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループです。スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、およそ54,000人の従業員を有し、世界210以上の国と地域で個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人およびグローバル企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社（銘柄コード：ZURN）はスイス証券取引所に上場しており、米国においては、米国預託証券プログラム（銘柄コード：ZURVY）のレベル1に分類され、OTCQXにて店頭取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。（2017年2月24日現在）

グループ概要	会社概要		
（2017年2月24日現在）	（2017年8月現在）		
設 立	1872年	社 名	チューリッヒ生命
最高経営責任者	マリオ・グレコ		（チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）
従 業 員 数	グループ総数約54,000人	所在地	東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス16階
収 入 保 険 料	約506億USDドル(2016年度)	ホームページ	www.zurichlife.co.jp
事 業 利 益	約45億USDドル(2016年度)		
総 資 産	約3,827億USDドル(2016年度)		
本 社 所 在 地	スイス連邦チューリッヒ市		
サービス提供網	世界210以上の国と地域		
インターネット・ホームページ	www.zurich.com		



チューリッヒグループ本社ビル